改　正　後	改　正　前
出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第２条第11号から第12号の２まで及び第22条の４第２項（法第61条の２の８第２項において準用する場合を含む。）並びに出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「施行規則」という。）第25条の２（施行規則第57条の２において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官（以下「意見聴取担当入国審査官」という。）及び意見の聴取を行わせる難民調査官（以下「意見聴取担当難民調査官」という。）を次のように指定する。	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第11号から第12号の２まで、第22条の４第２項、第61条の２の８第２項及び第69条の２並びに出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「施行規則」という。）第25条の２、第57条の２並びに第61条の２第８号及び第15号の規定に基づき、主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官（以下「意見聴取担当入国審査官」という。）及び意見の聴取を行わせる難民調査官（以下「意見聴取担当難民調査官」という。）を次のように指定する。
１　主任審査官は、入国審査官である地方入国管理局の局長及び次長並びに地方入国管理局の支局の支局長及び次長並びに別表に掲げる官職を占める者とする。	１　主任審査官は、入国審査官である地方入国管理局の局長及び次長並びに地方入国管理局の支局長及び次長並びに別表に掲げる官職を占める者とする。
２　特別審理官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表㈠（以下単に「行政職俸給表㈠」という。）の職務の級２級以上の入国審査官（２級の入国審査官にあっては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の４第１項又は第81条の５第１項の規定により採用されたものに限る。）の中から法務大臣が別に指名する者とする。	２　特別審理官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表㈠（以下単に「行政職俸給表㈠」という。）の職務の級２級以上の入国審査官（２級の入国審査官にあっては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の４第１項又は第81条の５第１項の規定により採用されたものに限る。）で別に指名するものとする。
３　難民調査官は、行政職俸給表㈠の職務の級３級以上の入国審査官の中から法務大臣が別に指名する者とする。	３　難民調査官は、行政職俸給表㈠の職務の級４級以上の入国審査官で別に指名するものとする。
４　意見聴取担当入国審査官は、行政職俸給表㈠の職務の級４級以上の入国審査官の中から法務大臣が別に指名する者とする。ただし、意見聴取担当入国審査官（永住者の在留資格に係るものを除く。）に係る当該指名の権限は、法第69条の２及び施行規則第61条の２第８号の規定に基づき、地方入国管理局長に委任するものとする。	４　意見聴取担当入国審査官は、行政職俸給表㈠の職務の級４級以上の入国審査官で別に指名するものとし、施行規則第61条の２の規定に基づき、永住者の在留資格に係るものを除く意見聴取担当入国審査官の指名は地方入国管理局長に委任するものとする。
５　意見聴取担当難民調査官は、第３号の規定による難民調査官の指名を受けている入国審査官であって行政職俸給表㈠の職務の級４級以上のものの中から法務大臣が別に指名する者とする。ただし、意見聴取担当難民調査官（永住者の在留資格に係るものを除く。）に係る当該指名の権限は、法第69条の２並びに施行規則第61条の２第８号及び第17号の規定に基づき、地方入国管理局長に委任するものとする。	５　意見聴取担当難民調査官は、第３号の規定による難民調査官の指名を受けている入国審査官の中から別に指名するものとし、施行規則第61条の２の規定に基づき、永住者の在留資格に係るものを除く意見聴取担当難民調査官の指名は、地方入国管理局長に委任するものとする。
別表	**別表**
札幌入国管理局首席審査官 札幌入国管理局函館出張所長 札幌入国管理局旭川出張所長 札幌入国管理局釧路港出張所長 札幌入国管理局千歳苫小牧出張所長 仙台入国管理局首席審査官 仙台入国管理局青森出張所長 仙台入国管理局盛岡出張所長 仙台入国管理局仙台空港出張所長 仙台入国管理局秋田出張所長 仙台入国管理局郡山出張所長	札幌入国管理局首席審査官 札幌入国管理局千歳苫小牧出張所長 仙台入国管理局首席審査官 東京入国管理局審査監理官 東京入国管理局首席審査官（違反審査担当） 東京入国管理局成田空港支局審査監理官 東京入国管理局成田空港支局首席審査官 東京入国管理局羽田空港支局審査監理官 東京入国管理局羽田空港支局首席審査官 東京入国管理局横浜支局首席審査官（審判担当） 東京入国管理局水戸出張所長